

答 申 第 1 8 6 号
平成 28 年 6 月 20 日

岐阜市長 細 江 茂 光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩 原 聡 氏



個人情報ファイルの保有について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定に基づき、平成28年6月14日付け岐阜市福福第86号-2で依頼のありました下記事案について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事案

(1) 事案の概要

本市では、平成27年度より後期高齢者医療被保険者（以下「被保険者」という。）を対象に「ぎふ・さわやか口腔健診」（以下「口腔健診」という。）を実施している。

口腔健診は、歯科医師が被保険者の歯及び歯肉の状態、口腔清掃状態等のチェックを行い、口腔機能低下、肺炎等の疾病を予防することで、被保険者の健康増進を図るものであるが、被保険者が歯科医院等に通院して受けなければならないため、寝たきり等の要介護度の高い被保険者は、口腔健診を受けることが困難であった。

そこで、要介護度の高い被保険者でも口腔健診を受けられるようにするため、平成28年度より国がモデル事業として実施している在宅の要介護者等への訪問歯科健診（以下「訪問健診」という。）を、本市でも実施することとなった。

訪問健診の実施に当たっては、被保険者が通院等により口腔健診を受けることが可能か否かを判断する必要があるため、被保険者のうち、福祉部介護保険課が保有する本市に住所を有する要介護3から5までの介護保険被保険者（住所地の特例を適用されている者を除く。）の個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、及び岐阜県後期高齢者医療広域連合が保有する歯科を受診している被保険者のレセプト情報を取得して、訪問健診の対象者を抽出する。

この抽出後の訪問健診の対象者に係る以下の個人情報を、訪問健診に係る事務に使用するためにエクセルファイルで保有するものである。

ア 氏名

- イ 住所
- ウ 宛名番号
- エ 後期高齢者医療保険の被保険者番号
- オ 介護保険の被保険者番号
- カ 要介護状態区分
- キ 介護給付に係る情報（介護保険の口腔サービス及び施設サービスに関する情報に限る。）
- ク 後期高齢者医療保険による歯科医院等の受診に係る情報

(2) ファイルの名称

訪問歯科健診対象者管理簿ファイル

2 意見

適当なものと認める。